



広報くまむら 第27号

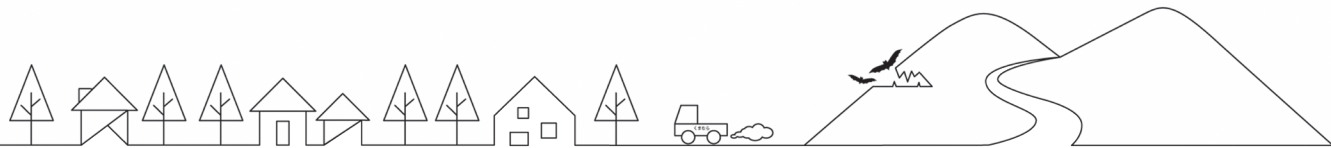
災害臨時お知らせ版

令和2年10月15日発行

【編集と発行】

球磨村役場 ふるさと創生課

企画調整係 ☎ 0966-32-1114



令和2年7月豪雨に伴う避難所の閉鎖について

令和2年7月豪雨に伴う、村が開設中の避難所については、予定していた仮設住宅の建設が進んだことから下記のとおり閉鎖します。

なお、避難所退所後の住まいの確保が未定の方については個別に対応します。

避難所閉鎖日

令和2年10月31日(土)

閉鎖する避難所

- 球磨中学校避難所
- 旧熊本県立多良木高等学校避難所
- 宇城市小川町仮設住宅避難所

※福祉避難所の閉鎖については状況に応じて個別に対応します。

問い合わせ 避難者支援班 ☎ 0966(32)1115

支援物資センターの閉鎖について

令和2年7月豪雨に伴う、支援物資センターでの物資提供について、避難所閉鎖により提供を終了します。

支援物資センター閉鎖日

令和2年10月31日(土)

10月中の開設時間

8時30分～16時30分 毎週水曜日は閉館日

注意事項

支援物資センターの物資受け取りの際は、り災証明書またはり災証明書に準ずる書類の提示が必要です。仮設住宅及びみなし仮設に入居された方は受け取りができません。

問い合わせ 石の交流館やまなみ支援物資センター ☎ 090(2465)0003

令和2年7月豪雨義援金の第1次配分について

令和2年7月豪雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

被災された方を支援するために、国内外から寄せられた義援金を熊本県及び球磨村の災害義援金配分委員会において配分基準額を決定しました。対象者には申請書を郵送します。

義援金の配分表

被害区分		県義援金	村義援金	合計	対象
人的被害	死亡者※1	1人あたり 50万円	1人あたり 10万円	60万円	災害弔慰金の対象者及び申請者と同じ
	重傷者※2	1人あたり 5万円	1人あたり 1万円	6万円	7月豪雨により負傷し30日以上 の治療を要した方
住宅被害	全壊	1世帯あたり 50万円	1世帯あたり 10万円	60万円	「全壊」と認定された世帯
	大規模半壊	1世帯あたり 25万円	1世帯あたり 5万円	30万円	「大規模半壊」と認定された世帯
	半壊	1世帯あたり 25万円	1世帯あたり 5万円	30万円	「半壊」と認定された世帯
	準半壊	1世帯あたり 5万円	1世帯あたり 1万円	6万円	「準半壊」と認定された世帯
	一部損壊	1世帯あたり 5万円	1世帯あたり 1万円	6万円	「一部損壊」と認定された世帯

※1「死亡者」とは7月豪雨による直接死または関連死の認定を受けた「災害弔慰金」の対象及び申請者と同じになります。

※2「重傷者」とは7月豪雨によって負傷し、医師の治療を受け一カ月（30日）以上の治療を要する
場合です。なお、疾病及び7月豪雨に直接起因しない場合は対象外です。詳細は次頁に掲載。

（例：被災後の片づけ作業中に骨折など2次災害は対象外です）

また、「重傷者」の申請には「医師の診断書」が必要です。診断書は自己負担になります。

申請書の送付について

申請書は10月16日（金）から順次対象者の皆さまに送付します。必要事項を記入のうえ返送または持
参ください。※当面の間受付

持参受付時間 8時30分～17時（土日祝日除く） **受付窓口** 住民福祉課

問い合わせ 住民福祉課 ☎ 0966-32-1112

令和2年7月豪雨による「重傷者」について

令和2年7月豪雨により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある方の内、1カ月（30日）以上の治療を要する方は、「令和2年7月豪雨に伴う重傷者」として、令和2年7月豪雨義援金の対象となります。該当すると思われる方は、まず、住民福祉課に詳細を確認後、下記の書類をご用意いただき、住民福祉課までご持参ください。提出いただいた書類等を参考に審査を行います。

1. 重傷者

令和2年7月豪雨により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある方の内、1カ月（30日）以上の治療を要する方

2. 必要書類

- ①令和2年7月豪雨義援金申請書（請求書）
- ②被害状況届出書
- ③医師の診断書（診断書に係る費用については自己負担）
- ④令和2年7月豪雨義援金同意書
- ⑤申請者の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）
- ⑥住民票（世帯全員分）
- ⑦預金通帳の写し（原則、負傷した本人名義）

※負傷した方が、未成年の場合は親名義も可。

3. 提出先

住民福祉課

4. 受付時間

8時30分～17時（土日祝日除く）※当面の間受付

5. 注意事項

- ①被災に直接起因しない怪我は対象外になります。
（例：避難所生活中にトイレで転んだ怪我、被災後の後片付け作業中に骨折等）
- ②被害状況届出書には、負傷した時の状況をなるべく詳細にご記入ください。
- ③申請には医師の診断書を必要とし、診断書代は自己負担になります。

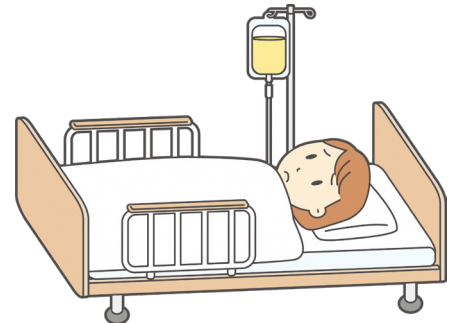
下記事項を明記した診断書を提出してください。

負傷（怪我）内容、初診日、負傷日時、要因、治療期間（入院期間）、医師氏名、捺印、証明日
なお、診断書は写しでも可です。

- ④審査の結果、「令和2年7月豪雨に伴う重傷者」に該当しないこともあります。
- ⑤「令和2年7月豪雨に伴う重傷者」と認定後、義援金を支給します。

なお、熊本県からの義援金の配分状況によっては、時間を要する場合があります。

- ⑥申請の際には、必ず印鑑をご持参ください。



問い合わせ 住民福祉課 ☎ 0966(32)1112

第 62 回熊日金婚夫婦表彰式について

結婚して 50 年を迎えたご夫婦を表彰する第 62 回熊日金婚夫婦表彰式について、令和 2 年 7 月豪雨により延期していましたが、下記のとおり日程が決定しました。

期 日 10 月 20 日(火)

受 付 9 時 30 分～

開 会 10 時 30 分～

場 所 一勝地温泉かわせみ 2 階 大広間

※申し込みがあった 9 組の対象者の皆さまには、個別にご案内します。

問い合わせ 住民福祉課 ☎0966(32)1112

気軽に立ち寄って！ホッとカフェ “だんだん”

認知症の方とその家族や地域住民が集まり、認知症によって生じた、生活の変化や不安など、同じ立場の方と共有したり、専門職に相談したりできます。また地域の方との交流の場として実施しますのでお気軽にご参加ください。

期日と場所

期日	場所
10 月 16 日(金)	球磨村多目的広場仮設団地 みんなの家
10 月 23 日(金)	球磨村さくらドーム仮設団地 みんなの家
10 月 30 日(金)	球磨村グラウンド仮設団地 集会場

時間 13 時～ 16 時 **参加費** 無料

問い合わせ 介護老人保健施設孔子の里（松永） ☎ 0968(38)5666

熊本県認知症ケア専門委員会（高宮） ☎ 0968(38)0035

認知症に関する電話相談窓口「よろず相談」

認知症に関する悩みや困りごとについて、専門家が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

相談時間 毎週土曜日（10 月 17 日(土)から） 13 時～ 16 時

相談電話番号 ☎ 080(9686)3831 ☎ 080(4576)2447

※どちらに電話をかけても結構です。受け付け次第こちらから折り返しの電話で相談を受けます。料金はかかりません

問い合わせ 球磨村地域包括支援センター ☎ 0966(32)1112